

社長様、経理担当者様へ

# 事務所通信

令和5年1月号

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子  
〒604-8123 京都市中京区堺町通り  
四条上る八百屋町 555 番地 303

TEL : 075-366-5944

FAX : 075-744-1600

E-mail : mail@yoshikawa-zei.com

## 【今月の一言】

京都市で事業を行っている方へはこの紙面を借りて、「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」をご案内したいと思っております。京都市内で令和4年10月31日までに開業している事業者が対象となっている支援金です。申請はWEB上で簡単にできます。チラシでは申請受付期間3月10日までとなっていますが、要項には「予算の範囲内において」と記載されていることから、予算に達すると打ち切られる可能性があります。該当する方はお早めに申請を！

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000306916.html>

普段は事務所から発信していますが、今回は顧問先様から先に教えていただきました。感謝して、さらに広く発信させていただきます。

## NISA 制度の改正

令和5年度税制改正の大綱において、NISA 制度改正の方針が示されました。(2022年12月23日閣議決定) 今回は、NISA 制度について改正点を中心に説明します。

### 1. NISA とは

NISA とは、国民の資産形成を後押しするために作られた税制優遇制度のことをいい、購入した株式等の売却益や配当金が一定の範囲内において非課税となる制度のことをいいます。現行制度上では、NISA には「つみたてNISA (2018年1月からスタート)」、「一般NISA (2014年1月からスタート)」、「ジュニアNISA (2016年4月からスタート)」があります。改正後は、積立・分散投資に適した一定の投資信託を投資対象とする「つみたて投資枠」と上場株式・投資信託等を投資対象とする「成長投資枠」の2種類となります。なお、「ジュニアNISA」については、2023年末をもって廃止されることとなります。

### 2. 改正の趣旨

今回NISA 制度が改正されることになったのは、「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できるようにするためです。

### 3. 主な改正点

#### (1) 口座開設期間の恒久化

口座開設期間について、つみたてNISA「2042年まで」、一般NISA「2023年まで」となっていますが、改正後は恒久化されることとなります。

## (2) 非課税保有期間（非課税で保有できる期間）の無期限化

非課税保有期間について、つみたてNISA「20年間」、一般NISA「5年間」となっていますが、改正後は無期限化されることとなります。

一般NISAの場合、非課税保有期間である5年を経過すると売却して換金するか、継続して保有する場合はロールオーバー（非課税投資枠で保有している金融商品を翌年の非課税投資枠へ移す手続のことをいいます。）の手続が必要となります。なお、つみたてNISAについては、ロールオーバーはできません。

一方、新制度では、非課税保有期間が無期限となるためロールオーバーの手続は不要となります。

## (3) 年間投資枠の拡大

年間投資枠について、つみたてNISA「年間40万円」、一般NISA「年間120万円」の選択制となっていますが、改正後は、つみたて投資枠「年間120万円」、成長投資枠「年間240万円」となり、かつ併用可能であるため年間投資枠は最大360万円まで拡大されることとなります。

## (4) 非課税保有限度額（非課税で保有できる限度額）の設定

非課税保有限度額について、つみたてNISA「800万円（＝年間投資枠40万円×20年間）」、一般NISA「600万円（＝年間投資枠120万円×5年間）」となっていますが、改正後はつみたて投資枠と成長投資枠で合わせて1800万円（内数として、成長投資枠だけで最大1200万円）となります。

また、今回の改正において、非課税保有限度額は、簿価残高方式で総枠を管理することになり例えば、口座内で株式等を売却した場合は簿価が減少するため、その分の枠を再利用することができるようになりました。

## 4. 適用時期

2024年1月1日以降

## 参考（新旧比較）

項目	現行制度		新制度	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
口座開設期間	2042年まで	2023年まで	恒久化	恒久化
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限化	無期限化
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	800万円	600万円	1800万円 (うち、成長投資枠1200万円)	
制度選択	併用不可		併用可	
対象年齢	18歳以上※1		18歳以上	
ロールオーバー (移管) ※2	不可	可	不要	不要

※1 2022年4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、2023年1月から口座を開設できる年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。

※2 2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISAに投資した商品は新制度の外枠で現行制度における非課税措置を適用することとなります。  
(現行制度から新制度へのロールオーバーは不可となります。)